



認 定 書

国住指第3160号

平成14年3月14日

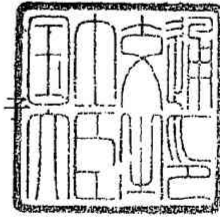
クリオン株式会社

代表取締役 古矢 松三 様

太陽工業株式会社

代表取締役 能村 光太郎 様

国土交通大臣 林 寛



下記の構造方法又は建築材料については、建築基準法第68条の26第1項（同法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法施行令第35条第1項の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号

DW3N-8150

2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称

SE合併処理浄化槽

3. 認定をした構造方法又は建築材料の内容

建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）による改正前の建築基準法の規定に基づき建設大臣が認めた次の認定のとおり

平成9年6月9日

建設省愛住指発第49号

（注意）この認定書は、大切に保存しておいて下さい。

建設省 愛住指発第49号

認 定 書

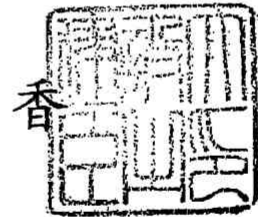
申請者住所 愛知県名古屋市中区錦一丁目13番26号
申請者名 小野田エー・エル・シー株式会社
代表取締役 古矢 松三

申請者住所 大阪府大阪市淀川区木川東四丁目8番4号
申請者名 太陽工業株式会社
代表取締役 能村 光太郎

さきに申請のあった下記屎尿浄化槽については、昭和55年建設省告示第1292号第13の規定に基づき、同告示第6の規定によるものと同等以上の効力を有するものと認める。

平成9年6月9日

建設大臣 亀井 静



記

1. 名 称 S E 合併処理浄化槽
2. 設 計 小野田エー・エル・シー株式会社
代表取締役 古矢 松三
愛知県名古屋市中区錦一丁目 13 番 26 号

太陽工業株式会社
代表取締役 能村 光太郎
大阪府大阪市淀川区木川東四丁目 8 番 4 号
3. 製 造 同上
4. 施 工 小野田エー・エル・シー株式会社及び太陽工業株式会社
並びにそれら指定する業者
5. 尿尿浄化槽の概要
 - (1) 処理方式 尿尿については、告示第 1 第三号の (一) の (イ) に定める多室型腐敗室に土壌浸潤室および貯留室を組み合わせた構造 (尿尿処理部) にて処理し、雑排水については、沈殿分離槽、接触ばっ気槽、沈殿槽および消毒槽を組み合わせた構造 (告示第 6 準拠設計。雑排水処理部) にて処理する方式。なお、尿尿処理部の処理水は、雑排水処理槽の接触ばっ気槽に移送するものとする。
 - (2) 処理対象人員 51~400 人
6. 装置の概要 別紙 1
7. 材質及び仕様の概要 別紙 2
8. その他 (別添)
 - (1) フローシート
 - (2) 装置の概要及び緒元
 - (3) 標準容量及び寸法表
 - (4) 標準構造図
 - (5) 部分詳細図
 - (6) 施工要領
 - (7) 維持管理要領